

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年10月2日（金）14:52～15:33
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

＜WG委員＞

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

＜関係省庁＞

朝川 知昭 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
山口 健太 厚生労働省老健局振興課企画調整専門官
日根 直樹 厚生労働省労働基準局監督課課長補佐
小林 洋介 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課課長補佐
根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長
大西 啓仁 経済産業省商務情報政策局サービス政策課サービス政策専門官

＜事務局＞

佐々木 基 内閣府地方創生推進室長
塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 外国家事支援人材の活用
 - 3 閉会
-

○塩見参事官 それでは、外国家事支援人材の関係でございます。

家事支援人材の活用につきましては、これまで何度も何度か御審議をいただいてまいりましたが、9月1日に政令が施行されておりますけれども、まだ解釈で疑義があるところについてお示しができておりませんので、これまで調整を進めてまいりましたものにつきまして、今日は一部を除いて各省の間で相談が整いましたので、御説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

お手元に、10月2日付の資料と、その後ろに政令の抜粋、先だっての諮問会議を経て総理決定となりました指針、外国人材を受け入れる企業が守るべきルールを定めた指針の関

係部分を御用意しておりますので、これらを参照しながら御説明させていただきます。

まず、今回の解釈通知でございますけれども、1. は、家事支援活動の内容・範囲、業務についてでございます。これは前回のワーキンググループの中で一度御説明を差し上げて、大体御了解いただきしておりますけれども、「掃除」の範囲、(2) では、第5号の業務、すなわち児童の世話や保護の業務につきましては、「児童の送迎を含む」ということと、②としまして、「併せて実施される」ことという、単独での児童の世話・保護ではなくて、他の家事支援業務と「併せて実施されるもの」という限定が政令でされてございますが、この「併せて実施される」という意味は、第5号以外の業務が主として行われている場合に実行されるものということで、主が従かということで、従であればいいということでございます。ここで、第5号以外の業務と同時に実行されなければならないということでもありませんし、同じ場所で行われていなければいけないということでもなくて、全体として見て、5号以外が主であればいいというのが前回差し上げた御説明でございます。付随的に実施されるということありますとか、保育所等における保育の代替として実施されるようなものということはダメであるということを書いてみたらどうかという案でございます。

(3) では、第6号の業務といたしまして、その他諸々の家事支援業務につきまして、例示をいくつか掲げております。これも前回御説明させていただいたとおりでございます。

(4) といたしまして、要介護者等の高齢者が関わってくる場合にどこまでやっていいのかということですが、ここが前回のワーキングで色々御議論、御意見を頂戴したところでございます。

まず、外国人家事支援人材が行うサービスにつきましては、「公的介護保険等の保険給付等を行うことは想定していない」と書かせていただいております。前回お持ちした案では、介護保険サービスの対象となるサービスの全体が対象にならないかのような少し誤解を招く表現になってございましたので、御指摘を踏まえまして、保険給付そのものの対象にはならないということをはっきり書かせていただいた上で、その上で、「入浴、排せつ、食事等の身体介護を提供する行為は含まれない」としてございます。前回のワーキングで八代先生から身体介護は含まないということをはっきり書くべきではないかという御指摘を頂戴しておりましたので、そういう修正をさせていただいております。

さらに、できる業務について記載してございまして、介護者等に対して家事支援活動を提供することは当然できますよと。その際に、要介護者等の付き添いや手伝いはできますということです。例えば、食卓への利用者の移動の手伝いですとか、買い物などの外出をする際の付き添い、それに伴う衣服の準備や着替えの手伝い。こういうものも通常は大丈夫ですよと書かせていただいております。

続きまして、第二として、外国人材の方が満たすべき要件でございます。政令で三つの要件が書いてございますが、そのうちの一つであります「1年以上の実務経験」というのはどういうものかということでございます。ここは後で出てまいりますけれども、送り出

し国、外国の方の人材養成機関が発行する証明書あるいは履歴書を用いまして、その外国人の方が1年以上、家事支援活動に関しまして社員としてどこかに雇用されていたとか、あるいはどこかの家庭で雇用されていたという実績が確認できればよいということにしてございます。

2番目といたしまして、「必要な知識、技能」でございますが、(1)の要件を満たす人材育成機関が行います一定の研修、すなわち(2)の要件を満たす研修を修了していること。そして、その上で送り出し国政府が認定をしている資格を持っていただいていて、かつ、その方が出国をするときに国外就労のための許可を受けている、ということを「必要な知識、技能を持っている」という要件にしたいと考えてございます。

少し補足して御説明申し上げますが、まず、(1)の「人材養成機関の基準」といたしましては、政府による認定があることということで、公的なプログラムに基づいて育成がきちんとされていること、それから、実績が3年以上あること、ということで、きちんと育成した経験があることも確認をしたいということでございます。

次に、人材養成機関が行う「研修」の中身といたしまして、①から③の研修科目を含む200時間以上の研修ということにしてございます。コミュニケーション等、それから、共通的な能力として、顧客との関係の構築の仕方等。さらに、専門的能力として、今回であれば掃除、洗濯、料理、食事の給仕ということでございますが、それに加えて日本の生活習慣についても学んでいただくということでございます。

次に3番目でございます。日本語能力についても政令で求めてございますが、ここは、既に前回までにワーキングで御説明差し上げているところでございます。「N4程度」ということでございますけれども、N4の資格がない方であっても、受入れ世帯との間できちんと約束ができている場合等の要件を満たす場合には構わないということで、これまでに御説明をさせていただいているとおりでございます。

第三ということで、今度は会社、外国人材を受け入れる「特定機関が満たすべき要件」でございます。

まず、1(1)として、本社などの所在地が、外国人の方が出動する拠点になる場所ですので、あまり離れていてはいけないということでございまして、現在の指針では、区域計画で定める「事業実施区域又はこれに隣接する市町村の区域内」に出動拠点があることと書いてございますけれども、東京都の特別区につきまして、「区」とはっきり書いてございませんでしたので、これについては市と同様に扱うということでございます。

なお、区域計画の中で別途飛び地のような形、あるいは別の区域を定めることもできることになっておりますので、隣接する市町村でなくても、区域計画で定めた場合には、そこから出動していただくことも可能だと既になっているところでございます。

次に、(2)でございますけれども、会社の要件の一つにフルタイムで直接雇用することと書かれてございますが、「フルタイム」の定義といたしまして、「労働日数が週5日以上かつ年間217日以上であって、かつ、週30時間以上しております。ここには、「移動

時間を含む」とさせていただいてございます。これは今回の外国人家事支援人材が日本に入ってきたときに、他の仕事で、例えばアルバイトのような形で別の収入を得ることはできないものですから、この仕事だけでしっかりと生活ができるようにということで、フルタイムと決められているものでございまして、それにふさわしい内容を決めさせていただいてございます。これにつきましては、事前に民間事業者の方にこの要件はどうだろうかということで御意見を賜ってみましたけれども、当面、この要件で何とかいけそうだというような御回答も頂戴しているところでございます。

次に、（3）でございますが、「家事支援活動に付随する業務」ということで、家事支援に携わる外国人の方は、基本的にいわゆる正社員という形になります一方で、利用世帯での仕事が朝から晩まであるということでない場合もございますので、その間の時間にやってもいい仕事をはつきりさせておこうということでございます。

まず、家事支援活動そのものに含まれると思っているものでございまして、掃除や洗濯といった業務そのもの、あるいはその準備行為につきましては、まさに家事支援活動そのものかと思われますし、業務前後のタイムカードの記入でありますとか、会社への連絡・報告、研修への参加、引継ぎ等についても、まさに家事支援活動そのものだと整理をしたいと思います。

その上で、付随業務でございますけれども、①から③までの要件を満たすもの、例えば、業務日報の整理でありますとか、利用者向けの説明会への参加でありますとか、それ以外の事務活動として、例えばチラシの発送みたいな業務もいいのではないかとしてございます。三つの要件は、基本的には日本人並みにするということでございますが、①では、「家事支援活動の適切な実施のために必要不可欠」であるという一般的な要件。②では、日本人でもやっているような業務であって、外国人材だけ特別扱いはしていないということ。③も同様でございますが、従事する時間が日本人でもそれぐらいの時間は普通はやっているような時間であって、かつ、毎月の総就労時間の1割以下にとどまるということを、「付随業務」の要件にしたいということでございます。

続きまして、（4）では、受けていただくことになっている「研修」についてでございますけれども、どのような研修をやつたらいいか分からぬと思いますので、それを整理させていただいたものでございます。

いくつかの類型がございますが、まず（ア）としまして、家事支援活動そのものについての教育訓練ということで、仕事への姿勢、心構えの他に、基礎実務ということで、まさに掃除、洗濯の基礎、それから、マナー、緊急時の対応といった消防や警察への通報等々について、「導入の研修として20時間以上行う」ことをまず求めたいと思います。

（イ）としましては、在留上理解しておくべき関係法令でございまして、これは技能実習などの場合と同じでございますけれども、在留カードに関する手続、再入国の許可手續等々、参考で書いてございますホームページでも掲載されているような基本的な事柄について、研修をしていただくということでございます。

(ウ) といたしまして、「就業上理解しておくべき法令」ということで、労働条件とか労働契約に関する一般的なことにつきましても、既に分かりやすい簡単な研修の材料になるような資料がございますので、こういうものも参考していただくということでございます。

(エ) としまして、苦情相談窓口ということで、どこに苦情相談を持っていったらいいかについても、しっかり説明をしていただくということでございます。

(オ) でございますが、第5号の業務、いわゆる子供の世話、保護の業務でございますけれども、この業務を行います際には、特別その業務用の研修をやるようにと指針に書かれてございます。その中身といたしまして、表現が長くなっていますけれども、子育て支援員の研修云々といっぱい書いてありますが、こういうようなもの、さらには、居宅訪問型の保育に関する研修、こういった既存の研修がございますので、その研修項目を参考にしていただいて、研修の課程をお考えいただくということでございます。

また、「日本語でのコミュニケーション」につきましても、子供の世話、保護を行う場合には、それ用の研修をと指針で書いている訳でございますけれども、冒頭(ア)で申し上げた一般的な研修で、もし不足する場合につきましては補うような研修を考えていただくとしてございます。

参考として、子育て支援員の研修というのはどういうものかということで記載しているのは、研修の中身そのものではなくて、役所からの通知文であり、中身までは分からぬものですので、もう少し記載内容を充実させる必要があると思ってございますけれども、何をやつたらいいかということが分かるような解釈通知にしていきたいと思います。

次に、(5)ですけれども、「特定機関における非自発的な離職」がないことが指針で求められている訳でございますが、その具体的な中身といたしまして、過去3年以内に、家事支援活動を行う業務に従事する日本人を1カ月30人以上離職させていないということを要件にしたいということでございます。これは、建設特定活動等々、他の外国人を受け入れる制度でも同じような規定がございますので、それと全く同じ趣旨のことを記載させていただくということでございます。

次の2.でございますが、会社に求める要件といたしまして、政令で、「必要な経済的基礎」あるいは「必要な能力」と書かれてございます。

「経済的基礎」につきましては、まず法人登記がなされているということで、法人であることを求めていきます。これは、補償等の問題を考えまして、法人であることをまず求めた上で、過去3年間の財務諸表が健全であること、赤字でないといった程度のことを求めていきたい。

「その他の能力」といたしましては、家事支援活動の指導でありますとか、生活上の留意点について、指導、相談に応じられるような体制を会社で整えていただいているということを求めたいと思います。

次の3.でございます。政令で「3年以上の業務の実績」がないといけないと書かれて

いる訳でございますけれども、これは基本的には、色々な家事支援活動の種類がある中でも、いずれか一つの業務での実績があればいいということで、例えば掃除だけとか、洗濯だけといったような実績があれば構わないとし、非常に緩やかな解釈にしたいと思います。また、その会社が家事支援活動を専業でやっていなければいけないとか、メインの業務でなければいけないといったようなことも求めない、会社の一部業務としてやっていれば構わないとしています。

なお、これまでの経験実績は、会社統合などが行われたときには、その前の関係会社の実績をそのまま使っていいとさせていただきたいと思います。

以下、4. は、いわゆる欠格条項関係でございますが、これは、いずれも技能実習制度等々で欠格事由とされておりますものを基本的にはそのまま引き写して定めさせていただきたいものでございまして、暴行、脅迫でありますとか、旅券の取上げ、手当・報酬の不払い、人権侵害、範囲外の業務を行わせたり、虚偽の文書を使ったり、補償金をとったり、違約金の契約をしたりといったことが欠格事由として書かれているということでございます。さらに、入国時の申請内容と異なる機関での活動もダメ、行方不明者をたくさん出している会社もダメ、ということで、これらに当たる会社については、5年間は欠格となることになります。

(2) も同じ欠格事由でございますけれども、指針の中で色々決めていますルールを守らなかった場合に、やはり同じように5年間の欠格になることとしています。不正な手段によって第三者管理協議会の確認を受けたとか、必要な報告を怠る、あるいは苦情相談の窓口を設置しない、苦情相談に対応しないといったものについては、これは最低限守るべきルールを定めた指針を守らないということでございますので、そういう企業については5年間の欠格になるという案を作らせていただきました。

大体これで一通りの解釈通知のメニューが整ったと思いますので、少し残っている部分については、引き続き関係省庁間で調整の上、改めて御報告、御相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、原委員、どうぞ。

○原委員 ありがとうございました。

前のほうからいきますと、まず1ページの児童の保護のところで、枠で囲われている厚生労働省の修正案と、本文のほうは内閣府の案なのですか。

○塩見参事官 内閣府かつ前回のワーキングで御説明させていただいたときの案です。

○原委員 これは意味はどう違うのでしょうか。要するに主としてと付隨的に。表と裏から言っているということなのか。意味が違うのか。

○山口専門官 基本的には解釈を示しているものなので同じなのですが、政令を決めるときに与党に諮詢した訳ですけれども、入れる上で色々厳しいことを言われながら調整をして、今どうにか入っているという状況でございまして、その結果、厚生労働省修正案のアンダ

ーラインのところが入っている訳です。

ポイントは、一つはまず付隨的にと書いてあるところですが、主ではないということを明確にしろという御要請がありましたので、付隨的に実施されるということを改めて書いている。明示しているというのが一つ。もう一つは、5号の業務のみが実施される場合というのは、合わせて実施されるですから、当たり前のことが書いてある訳ですけれども、保育所等における保育の代替として実施されるようなものはダメですよというのは、それもしっかりと明示しなさいと。保育の代替のようなものはここでは想定されていないのだということをきちんと明示しなさいということがありましたので、この3点について明示したということでございます。

○原委員 保育の代替というのはどういう意味ですか。

○山口専門官 保育所における保育というのは、基本的に毎日比較的長時間預かるものです。そういうものは想定していないということです。

○原委員 それは付隨的であったとしてもダメなのですか。

○山口専門官 そういうものは付隨的にはならないということだと思います。メインの業務、掃除、洗濯とかがあって、付隨なのに毎日ずっと預かっているというのは基本的には想定されないと思いますので、したがって、合わせて実施されているという政令の書き方で読める話だと思うのですけれども、心配される向きがありますので、そこをしっかりと明示したということです。

○原委員 保育所に行く子供でも、相当小学校に近い子もいる訳ですけれども、そういう子が一日中ずっといますと。その家事支援人材にお願いをしているのは基本的には掃除、洗濯。ただ、子供を一応見ておいてくださいねという、それはオーケーなのですか。

○山口専門官 それはかなり限界事例でダメだと思いますけれども、そういうケースは多分あまりないと思うのです。5歳であれば、幼稚園か保育所のどちらかに行ってはいますので、ほとんど想定されませんので、ここで排除されることは基本的にはないと思いますけれども、そう言ってしまうとこれは収まらなくなってしまいますので、そういうことでございます。

○原委員 要するに、保育がメインの場合はダメだと読んでいいのですか。ちょっと限界事例で色々苦しみそうですが。

○山口専門官 明示すればするほど狭まっていってしまいますので、この表現ぐらいにとどめておくのが一番運用しやすいと思います。

○原委員 主としてというものと付隨的にというのは同じなのでしょうけれども、これは具体的にはどういう意味ですかと言われたら、時間ですか。

○山口専門官 典型的にはやはり時間だと思います。やはり圧倒的に預かりだけの業務が長いというのは、掃除が主であるとは言えないと思いますので、そういったところで緩やかに判断しているということだと思います。

○八田座長 しかし、子供を保育所に預けるとか幼稚園に預けるのがあるべき姿というこ

とも特にない訳です。その辺で遊んでいるのも、それはそれで特に兄弟が多い場合などは当たり前だと思うのですが。

○山口専門官 5歳は95%以上、幼稚園か保育所に行ってていますので。

○八田座長 数はあるかもしれないけれども、原則としてそっちが望ましいなどということがあるはずがないでしょう。

○山口専門官 一般的には通わせるということだと思うのですけれどもね。

○八田座長 望ましいということはあり得ないでしょう。それは自由ではないですか。家庭保育も、グループ保育も、保育所保育も自由に選べるというのが最初からの大原則なのですから。

○山口専門官 そうですね。義務教育かと言われれば、そうではないです。

○八田座長 完全に自由ですよ。そっちのほうがいいと考える親がいたって全然おかしくないですよ。その場合に、家事支援者に助けてもらいながら家庭保育をすることは、親にとって保育所における保育の代替ではないですね。

○山口専門官 そういうものでもやめてくれということなのです。

○八田座長 こう書いても、そうはとれないのではないか。こう書いても、そういう親にとっては、これは保育所における保育の代替などではない。こっちが大原則で、保育にやりたいという変な人もいるかもしれないけれども、それはそれで勝手にやってよと。そう考える親にとってはこれは何の制限にもならないのではないか。

○山口専門官 もしそうおっしゃるとすると、もっと厳密に書き込まなければいけなくなってしまうのです。「保育所等」で「等」も入れているし、要するに、そういう形態のものは当然入らないねということでどうにか了解を得ている訳なので、通わない自由があるのは確かにそうかもしれないのですけれども、その場合であっても、保育所において保育をやっているようなものと同じようなことをやるうではダメだよという話なのです。

○八田座長 そんなことではないのですよ。そっちのほうが原則です。保育所は、一つの形態の集団生活をさせるところに過ぎない。だから、そちらの代替ではないですよ。

○山口専門官 それを代替でないというのであれば、そこをまた別の言葉で書き加えなければいけなくなってしまいますので。

○八田座長 「付隨的に実施されていることを言うものとし」でいいですか。

○山口専門官 与党との調整過程では、一文字一文字見せながら調整していますので、これを変えるのは、与党との関係では非常に難しいです。

○八田座長 そういう与党との調整があるから、これは全部投げるか、こうするしかないという御主張ですね。

○山口専門官 私どもとしては、児童の日常生活上の世話と保護をこの業務の中に入れるということを必死に調整の努力をしてきた訳です。これはかなり時間をかけて丁寧にやってきていますので、スタートの段階で、どうにかこれで色々な意見があるものをまとめてきたものですので、申し訳ありませんけれども、ここで御納得いただけないかというのが

私たちの正直な思いでございます。

○原委員 現時点での厚生労働省の案という形になってますが、これは政府全体としてそういう御認識なのですか。

○塩見参事官 引き続き政府の中で調整をしたいと思います。

○山口専門官 内輪揉めをしていてもしょうがないかもしれませんけれども、法律を出すときも、政令を出すときも、常に内閣府に相談をしながら一緒に詰めの作業をやってきて、どうにか与党の了解をもらってきたのは内閣府と一緒にやっている訳ですから、この段において内閣府は知りませんと言われたら、それは全くの信義則違反だと思います。

○原委員 与党との調整のために必要かどうかについて必ずしも一致はされていない訳ですね。そこはここでやってもしょうがないので、後でお話ししてください。

仮にこれを今、おっしゃられた付隨的にと5号のみというものと、保育の代替という3点セットで入れますということになったときに、さっき限界事例とおっしゃられたように、なおちょっとよく分からぬところが残りますね。これは事業者はどうなたのところに相談に行くのですか。そういうことが想定されるでしょう。これは別にルールとして決まっていないのかもしれないですが、そのときに誰がどう答えられるのかというのが結構また大事な気気がします。

○山口専門官 私の認識が誤っていなければ、おそらく内閣府と相談しながら、厚労省がお答えする部分の解釈の部分なのだと思います。

○原委員 そうだとすると、先ほど八田先生が言われたように、保育の代替という言葉の読み方についても全然違うかもしれませんねと。解釈の余地が相当開きがあるかもしれませんねということですね。特にこのサービスを使われる方は、決して日本人だけではなくて、外国人がユーザーになって使われることも多いのだと思いますけれども、そうであるとすると、普通はみんな幼稚園か保育園に行くのですと言われましたが、それに相当するような、ちょうど通わせればいいと思うようなサービスがなく、母国の文化でも必ずしもそういうことにはなっていないくて、自宅にいるのが普通でしょうと思うユーザーがいるとしたら、それは全然保育の代替とはきっと思っていないですね。そういうことは十分あり得る訳ですね。

○八田座長 このままで、解釈の余地は色々あるということですね。

○原委員 ただ、余地がたくさんあるのですが、だからこそまたそれを非常に厳しい解釈で実際は運用されますということになったときには。

○山口専門官 そういうことを言っていませんので。

○八田座長 だから、ここは与党との関係で、ここで収めましたということだから、解釈で何とかしましょう。

○原委員 そこは内閣府にもよく調整いただいて。

○八田座長 要するに、そこが動かせる余地があるなら動かしたらいいと思うけれども、与党調整をしたから、動かせる余地がないなら、これはこれで収めて、あとで解釈をとい

うことが一番素直なのではないかと思いますが。

○原委員 解釈通知でまた、内部解釈メモか何かを。

○八田座長 そこは結構面倒くさくなるけれども、与党との協議で決まったのはここまでなのだからということで。

○原委員 はい。

○八田座長 そういうお話ですね。ここでとにかくぎりぎりでまとめたのだということ。

○山口専門官 はい。

○八田座長 それでは、そういうことで、万一、与党協議のところでも余地があるなら、事務局的にお考えになるなら、そこで折衝していただければいいけれども、そうではない限りこういうところでまとめていただきたいと思います。

よろしいですか。

○原委員 次の介護のところですけれども、一つはちょっと細かい点ですが、2ページの文章のほうの2行目で「公的介護保険等の保険給付等」と「等」が二つ出てくるのは、それぞれ何が入るのでしょうか。

○小林課長補佐 こちらにつきましては、いわゆる介護といったときに、高齢者の場合と障害者の場合がございまして、介護保険だけではなくて、障害福祉サービスというものもございます。また、それにつきましては、保険ではなくて、障害のほうの福祉の制度になりますので、そういう形で「等」ということで記載をさせていただいているものでございます。

○原委員 どちらも含まれるのは、これは障害者福祉サービスということですか。

○小林課長補佐 そういうことでございます。

○原委員 分かりました。

次に二つ目の「また」のパラグラフで、これは前回の議論のときに確かに八代先生が身体介護は入らないねということをおっしゃったのは記憶しているのですけれども、議論の中でそういう話が出たのですが、一方で、国内の家事支援人材がサービスをする場合には身体介護をやってはいけないという禁止規定はないということではありませんでしたか。

○小林課長補佐 こちらにつきましては、おっしゃるとおり、何かサービスを禁止するようなものが介護保険制度の中であるかといったことについてはないということではございます。

ただ、こちらにつきましては、与党の手続等でも御説明をさせていただいておりますけれども、いわゆる今回の制度というのは家事支援活動を行うものであるということで位置付けられておりまして、いわゆる介護といったときに、日本の法令上はいわゆる介護と家事というところは切り分けられているということでございます。そういう中で、では、家事支援活動といったときに介護が入るかというと、それは入らなくなってくるということになりますので、ここではそういった介護は入らないのだということを記載しております。こちらは国会等でも大臣からも答弁をしておりますので、そういった書き方は残す必

要があるということでございます。

○原委員 ただ、国内の家事支援サービスをやっている会社というのは、これは別に法令の枠組みのもとでやっている訳でも何でもないので、家事支援サービスですと名乗っていても、一部介護をやっていても構わない訳ですね。

○小林課長補佐 そういうものを禁止するような法令はないということは事実でございますけれども、だからといって全く同じものをここでやるという説明を我々はしておりますし、与党との関係でも、介護と家事は別であるということで調整をしてきておりますので、そこはこういうことで書かせていただいているということでございます。

○原委員 そこは厳密に言うと、国内と外国人とで差別をしている状態にはなるけれども、国会でも答弁してきたので、そうなりますと。

○小林課長補佐 差別といいますか、国内のものと、今回は特区で家事支援人材制度として新しく設けるものという理解でございますので、何か外国人差別をしているという言い方を我々はするつもりはないのですけれども、家事支援活動といったときには介護は入らないという説明にはなってしまうということでございます。

○原委員 介護が入らないというのは前回の議論もあったかもしれないけれども、私がきちんと理解し切れないのが、介護という言葉の中には下のパラグラフで書かれているようなことも入る訳ですね。介護サービスとしては。

○小林課長補佐 広い意味で介護サービスといいますか、そういうときには例えば介護保険法の中で様々な日常生活上の支援も含めて支援はしている訳でございますけれども、そこを要素分解していったときに、介護といったときには、基本的にはここに書かせていただいているとおり、入浴、排せつ、食事等の介護といったものと、それから食事の用意ですとか買い物、そういう生活援助といった部分は書き分けているものでございますので、そこは概念上は分かれてくると。

○原委員 後段のほうは、一応介護という言葉には入っているけれども、準介護みたいなものだということですか。

○小林課長補佐 私の言い方に語弊がありました。失礼いたしました。介護には入らない訳です。あくまでも家事支援として入ってくる。今、申し上げたのは、広い介護サービスの中では色々なことをやっていますので、その中には介護をやっている部分と家事をやっている部分が合わせて、いわゆる公的介護保険ですとか、そういうサービスは形作っているということでございますけれども、実際の行為に着目して要素分解をしていったときには、介護と家事は別であるという形になります。

○原委員 介護はどこかで定義がされていて、入浴、排せつ、食事などということになっているということですね。

○小林課長補佐 はい。

○原委員 これは身体介護という言葉を使われているけれども、法令上の用語では介護ですか。

○小林課長補佐 介護でございます。こちらは分かりやすさも含めて、議論の中でこういった表現をさせていただいているということでございます。

○原委員 などという部分も含めて、介護の範囲というのは確定されている訳ですね。

○小林課長補佐 もちろん色々限界事例も出てきますので、全てのことについて事細かに書くことはなかなかできませんが、我々もできるだけ、ここでできるものはしっかりとやつていこうという中で調整をしてきておりますので、あまり厳密な決め付けをしようとしてしまえばするほど、縛る方向でしか書けなくなってしまうので、一応こういう表現で何とか調整をしてきたということではございますが、概念上はやはり分かれてくるということは事実ですので、こういう表現を使っているということでございます。

○八田座長 これはお答えにならなくてもいいですけれども、しかも入浴、排せつ、食事等の身体介護ということも、ここでは一応修飾されていて、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止等に資するために行うという訳だから、もうちょっと軽いもの。そんなに要介護状態の軽減とか、そのようではなくて、ちょっとお菓子を食べてとかというものは、それはいいという、これは別に答える必要はないですが、そういうことで解釈を。

○小林課長補佐 しゃべればしゃべるほど厳しいことを言ってしまうことになると思いますが、ここにも書いております。例えばということで例示をしていますけれども、やはり日常生活上の中でいわゆる家事の活動として認められる範囲で身体的な接触を含むものが全部ダメだというつもりは我々は全くありませんので。

○八田座長 うまいこと書いてある訳ですね。

○小林課長補佐 そういった形で当然認められるだろうというものは認められるということが読めるような努力はしているつもりではございます。

○八田座長 分かりました。そういうことでいいですね。

○原委員 大変な御努力をされていることは分かりつつ、やはり自分でやると考えると、ここはどう考えるのかとなると気になります。あとはよろしいかなと思います。

○八田座長 そうですか。

それでは、長いプロセスでしたけれども、基本的に色々な改善をしていただきまして、どうもありがとうございました。これでいきたいと思います。